

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会の項中

「

教育総合センター所長	59,000円
教育総合センター副所長 図書館長	54,000円
教育総合センター副所長補佐及び指導主事 図書館長補佐	48,000円

を

」

「

教育総合センター所長 図書館長	54,000円
教育総合センター主幹	50,000円
教育総合センター所長補佐及び指導主事 図書館長補佐	48,000円

に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。